

住環境保護を優先に

用途地域地区試案決まる

四十六年に建築基準法が改正されたのを機会に、都ではおとこも四十九年一月一日施行を目ざし用途地域地区改正の作業を進めています。市でも、都のスケジュールに合わせて作業を進めていますが、このたび市の試案が決まり十月四日に都に提出しました。この試案は八月の「広報こまえ」でお知らせした試案について、市民から出された意見、要望を伺って八月に発表された都の地域地区指定基準に基づいて、市の都市計画審議会が審議調整され決定したもので住宅環境の保護を優先にしています。

区域。第一種高度地区。建ぺい率容積率の組み合わせは①三〇パーセント(建ぺい率)、六〇パーセント(容積率)②四〇パーセント(同)、八〇パーセント(同)③五〇パーセント(同)、一〇〇パーセント(同)となります。

【第二種住居専用地域】道路、下水道、公園などが整備された区域で住環境の保護をはかる中高層住宅地。建ぺい率は六〇パーセント、容積率は二〇〇パーセント。高度地区は第二種高度地区を指定し、全域を準防火地域とします。

【住居地域】商業地、工業地に接し、建物の用途が混じっている住環境を保護する必要がある区域で建ぺい率は六〇パーセント、容積率は二〇〇パーセント。高度地区は第二種高度地区として全域準防火地域に指定します。

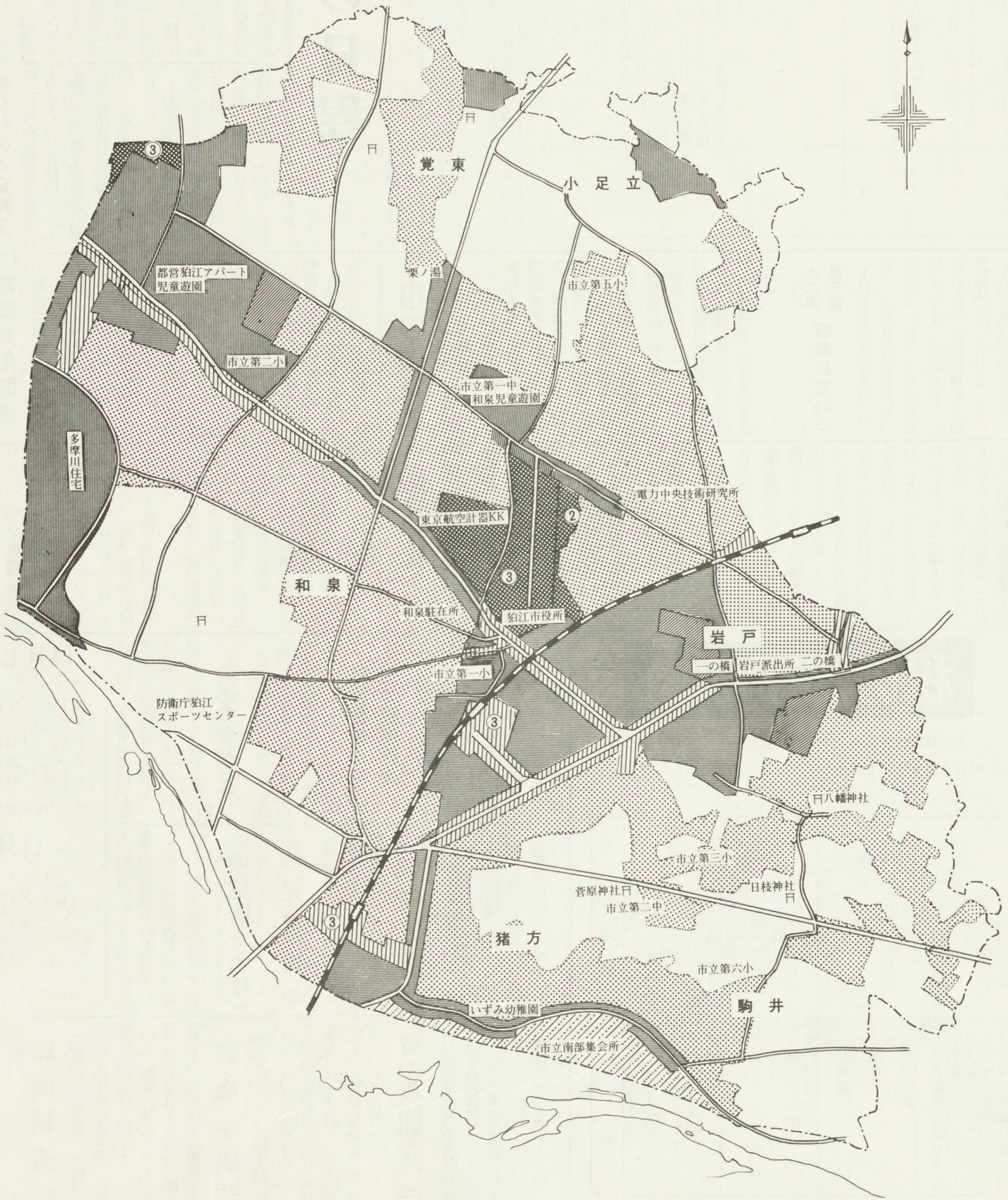
【近隣商業地域】日常購買品を扱う店舗を中心とした区域で建ぺい率は八〇パーセント。狛江駅、和泉多摩川駅周辺は容積率三〇〇パーセントで第三種高度地区に指定。そのほかの地域は容積率二〇〇パーセント、第二種高度地区に指定します。また、全域を準防火地域に指定します。

【準工業地域】住宅、商業施設が混じっている、中小工業の立地が見込まれる区域。また、準工業地域で許容される工場が多く立地する区域で建ぺい率は六〇パーセント。市役所付近の準工業地域の旧野川東側地域は、容積率二〇〇パーセント第二種高度地区とし、ほかの地域は容積率三〇〇パーセント、第三種高度地区に指定します。そして家内工業、中小工業と住宅の混在が多く、騒音、振動などの公害防止を必要とする地区には第二種特別工業地区を指定し、容積率は二〇〇パーセント第二種高度地区とします。また、準工業地域全域に準防火地域を指定します。

【第一種住居専用地域】一戸建て住宅を主体とした低層住宅地。平坦的な市街地整備をはかるべき

【第一種住居専用地域】一戸建て住宅を主体とした低層住宅地。平坦的な市街地整備をはかるべき

狛江市都市計画、地域地区改正試案決定



凡例

記号	用途地域	建ぺ率	容積率	高度地区	防火地域
[Pattern]	第一種住居専用地域	30	60	第一種高度地区	—
[Pattern]	第二種住居専用地域	40	80	—	—
[Pattern]	住居地域	50	100	—	—
[Pattern]	第二種住居専用地域	60	200	第二種高度地区	準防火
[Pattern]	住居地域	60	200	第二種高度地区	準防火
[Pattern]	近隣商業地	80	200	第二種高度地区	準防火
[Pattern]	近隣商業地	80	300	第三種高度地区	準防火
[Pattern]	準工業地域第二種特別工業地区	60	200	第二種高度地区	準防火
[Pattern]	準工業地域	60	200	第二種高度地区	準防火
[Pattern]	準工業地域	60	300	第三種高度地区	準防火

十一月十九日は、ノーカーデーです

この日を車の休日にししましょう

年末事業資金を融資

中小企業者に東部では、中小企業者に対する年末の事業資金融資をこのとおり行ないます。

【東京都融資制度】①中小企業経営改善資金(長期運転資金)貸し付け限度額は三百万円から二千五百万円以内で利率は年七・八パーセント以内。連帯保証人を必要とします。②無担保無保証人融資(運転または設備資金)貸し付け限度額は百五十万円以内で、利率は融資期間が三年以内で年七・八パーセント以内、三年以上が年八・二パーセント以内。

【国民金融公庫】貸し付け限度額は五百万円、利率は年七・七パーセント。三百万円までは無担保。これは生鮮食料品などの小売近代化資金、産業安全、衛生、公害の防止施設の整備資金、市街地整備の特別貸し付け、それに年末事業用の運転資金(従業員賞与、買い掛け決算資金)などに貸し付けられています。また、貸し付け限度内であれば重複貸し付けの取り扱ひもあります。

このほか、つぎの市が行なう小口事業資金の貸し付けもあります【狛江市小口事業資金貸付】貸し付け限度額は五十万円以内で、利率は年七・三パーセント。保証人を必要とします。貸し付け対象者は市内に引き続き一年以上その事業を継続していることなどです。

なお、詳細は市民部産業経済課産業経済係、狛江市商工会(四八九〇一七八)へ。

つうあ者相談は、十一月十